FP	３級	保険

2023年 １月試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定

３級 保険顧客
資産相談業務

実施日① ◆	年	月	日
実施日② ◆	年	月	日
実施日③ ◆	年	月	日
試験時間 ◆ 60分			

★ 注 意 ★

1．受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一致を確認してください。
2．本試験の出題形式は、三答択一式５題（15問）です。
3．筆記用具、計算機（プログラム電卓等を除く）の持込みが認められています。
4．試験問題については、特に指示のない限り、法令基準日（１月・５月試験は前年10月1日、９月試験はその年の４月１日）現在において施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
5．試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6．不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7．解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8．その他、試験監督者の指示に従ってください。
9．途中退出はできません。

FP3級ドットコム

【第１問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設　例》

X株式会社（以下、「X社」という）に勤務するAさん（59歳）は、妻Bさん（56歳）との２人暮らしである。Aさんは、大学を卒業後、X社に入社し、現在に至るまで同社に勤務している。Aさんは、2023年６月に定年を迎える予定であるが、X社の継続雇用制度を利用して65歳まで働く予定である。Aさんは、定年を迎えるにあたり、60歳以後の社会保険制度について理解を深めたいと思っている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜X社の継続雇用制度の雇用条件＞

- １年契約の嘱託雇用、１日8時間（週40時間）勤務
- 厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入
- 賃金月額は60歳到達時の60％（月額27万円）で賞与はなし

＜Aさん夫妻に関する資料＞

(1) Aさん（1963年６月25日生まれ・会社員）

- 公的年金加入歴：下図のとおり（65歳までの見込みを含む）20歳から大学生であった期間（34月）は国民年金に任意加入していない。
- 全国健康保険協会管掌健康保険、雇用保険に加入中

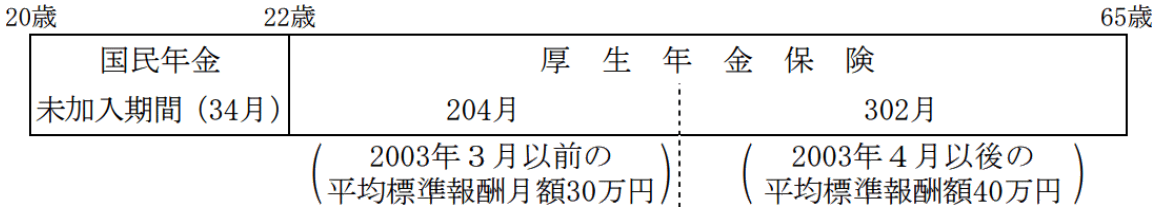

(2) 妻Bさん（1966年10月10日生まれ・専業主婦）

- 公的年金加入歴：18歳でX社に就職してからAさんと結婚するまでの11年間（132月）、厚生年金保険に加入。結婚後は、国民年金に第３号被保険者として加入している。
- Aさんが加入する全国健康保険協会管掌健康保険の被扶養者である。

※ 妻Bさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※ Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問１》 はじめに、Mさんは、《設例》の＜Aさん夫妻に関する資料＞に基づき、Aさんが老齢基礎年金の受給を65歳から開始した場合の年金額（2022年度価額）を試算した。Mさんが試算した老齢基礎年金の年金額の計算式として、次のうち最も適切なものはどれか。

1）$777{,}800円 \times \frac{446月}{480月}$

2）$777{,}800円 \times \frac{480月}{480月}$

3）$777{,}800円 \times \frac{506月}{480月}$

《問２》 次に、Mさんは、Aさんが受給することができる公的年金制度からの老齢給付について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

1）「1963年６月生まれのAさんは、原則として、64歳から報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金を受給することができます」

2）「Aさんが65歳になるまで厚生年金保険の被保険者としてX社に勤務した場合、65歳から支給される老齢厚生年金は、65歳到達時における厚生年金保険の被保険者記録を基に計算されます」

3）「Aさんが65歳から受給することができる老齢厚生年金には、妻Bさんが65歳になるまでの間、加給年金額が加算されます」

《問３》 最後に、Mさんは、X社の継続雇用制度利用後の社会保険に関する各種取扱いについて説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

1）「Aさんの60歳以後の各月に支払われる賃金額が、60歳到達時の賃金月額の75％相当額を下回った場合、Aさんは、原則として、雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金を受給することができます」

2）「Aさんが雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金を受給する場合、Aさんは、当該給付金を最長で２年間受給することができます」

3）「Aさんが60歳以後も全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者となる場合、引き続き、妻BさんをAさんが加入する健康保険の被扶養者とすることができます」

〈© FP3級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第２問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設　例》

会社員のAさん（33歳・厚生年金保険の被保険者）は、昨年、妻Bさん（31歳・専業主婦）と結婚した。現時点でAさん夫妻に子はいない。Aさんは、妻Bさんとの結婚を機に、死亡保障や就業不能時の保障の必要性を感じていたところ、生命保険会社の営業担当者から下記の生命保険の提案を受けた。

Aさんは、生命保険に加入するにあたり、その前提として、自分が死亡した場合や、障害状態となり働けなくなった場合に公的年金制度からどのような給付が受けられるのかについて理解を深めたいと思っている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜Aさんが提案を受けた生命保険に関する資料＞

・保険の種類　：５年ごと配当付特約組立型総合保険（注１）
・月払保険料　：8,800円
・保険料払込期間（更新限度）　：90歳満了
・契約者(=保険料負担者)・被保険者：Aさん
・死亡保険金受取人　：妻Bさん
・指定代理請求人　：妻Bさん

特約の内容	保障金額	保険期間
終身保険特約	200万円	終身
定期保険特約	500万円	10年
傷害特約	500万円	10年
就業不能サポート特約（注２）	月額20万円×所定の回数	10年
入院特約（180日型）（注３）	日額10,000円	10年
先進医療特約	先進医療の技術費用と同額	10年
指定代理請求特約	－	－
リビング・ニーズ特約	－	－

(注1) 複数の特約を組み合わせて加入することができる保険
(注2) 入院または在宅療養が30日間継続した場合に６カ月分の給付金が支払われ、その後６カ月ごとに所定の就業不能状態が継続した場合に最大２年間（24カ月間）の就業不能給付金が支払われる（死亡保険金の支払はない）。
(注3) 病気やケガで１日以上の入院をした場合に入院給付金が支払われる（死亡保険金の支払はない）。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問４》 はじめに、Mさんは、公的年金制度からの給付について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

1）「Aさんが現時点で死亡した場合、妻Bさんは、遺族基礎年金を受給することはできません」
2）「Aさんが現時点で死亡した場合に妻Bさんに支給される遺族厚生年金は、その計算の基礎となる被保険者期間の月数が300月に満たない場合、300月とみなして年金額が計算されます」
3）「Aさんが病気やケガ等で障害状態となり、その障害の程度が障害等級３級と認定された場合、Aさんは障害基礎年金および障害厚生年金を受給することができます」

《問５》 次に、Mさんは、Aさんが提案を受けた生命保険の保障内容等について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

1）「先進医療特約では、療養を受けた時点において厚生労働大臣により定められている先進医療が給付の対象となります」
2）「Aさんが提案を受けた生命保険には、リビング・ニーズ特約が付加されていますので、Aさんが余命６カ月以内と判断された場合、生前給付金として最大で3,000万円を請求することができます」
3）「最近では、うつ病などの精神疾患による就業不能を保障の対象とする保険商品も販売されています。各生命保険会社が取り扱う就業不能保険の保障内容や支払基準をよく確認したうえで、加入の可否をご検討ください」

《問６》 最後に、Mさんは、Aさんが提案を受けた生命保険の課税関係について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

1）「支払保険料のうち、終身保険特約および定期保険特約に係る保険料は一般の生命保険料控除の対象となり、就業不能サポート特約、入院特約および先進医療特約に係る保険料は介護医療保険料控除の対象となります」
2）「生命保険料控除は、生命保険に加入した年分については勤務先の年末調整で適用を受けることができませんので、適用を受けるためには、所得税の確定申告が必要となります」
3）「Aさんが入院給付金を請求できない特別な事情がある場合、指定代理請求人である妻BさんがAさんに代わって請求することができます。妻Bさんが受け取る当該給付金は、一時所得として総合課税の対象となります」

〈© FP3級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第３問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設　例》

Aさん（65歳）は、X株式会社（以下、「X社」という）の創業社長である。Aさんは、今期限りで勇退し、X社の専務取締役である長男Bさん（43歳）が社長に就任する予定である。X社は、Aさんに支給する役員退職金の原資として、下記＜資料＞の生命保険の解約返戻金を活用することを検討している。

そこで、Aさんは、生命保険会社の営業担当者であるファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

＜資料＞X社が現在加入している生命保険の契約内容

保険の種類	：長期平準定期保険（特約付加なし）
契約年月日	：2003年４月1日
契約者（=保険料負担者）	：X社
被保険者	：Aさん
死亡保険金受取人	：X社
保険期間・保険料払込期間	：99歳満了
死亡・高度障害保険金額	：１億円
年払保険料	：240万円
現時点の解約返戻金額	：4,400万円
現時点の払込保険料累計額	：4,800万円

※ 解約返戻金額の80％の範囲内で、契約者貸付制度を利用することができる。

※ 保険料の払込みを中止し、払済終身保険に変更することができる。

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問７》 仮に、X社がAさんに役員退職金5,000万円を支給した場合、Aさんが受け取る役員退職金に係る退職所得の金額として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、Aさんの役員在任期間（勤続年数）を35年とし、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

1）1,575万円

2）1,850万円

3）3,150万円

《問８》 X社が現在加入している《設例》の長期平準定期保険を下記＜条件＞にて解約した場合の経理処理（仕訳）として、次のうち最も適切なものはどれか。

＜条件＞

- **X社が解約時までに支払った保険料の累計額は、4,800万円である。**
- **解約返戻金の額は、4,400万円である。**
- **配当等、上記以外の条件は考慮しないものとする。**

1）

借　方		貸　方	
現金・預金	4,400万円	前払保険料	2,400万円
雑損失	400万円	定期保険料	2,400万円

2）

借　方		貸　方	
現金・預金	4,400万円	前払保険料	2,400万円
		雑収入	2,000万円

3）

借　方		貸　方	
前払保険料	2,200万円	現金・預金	4,400万円
定期保険料	2,200万円		

《問９》 Mさんは、《設例》の長期平準定期保険について説明した。MさんのAさんに対する説明として、次のうち最も不適切なものはどれか。

1）「X社が当該生命保険を解約した場合にX社が受け取る解約返戻金は、Aさんに支給する役員退職金の原資として活用する以外に、設備投資等の事業資金としても活用することができます」

2）「現時点で当該生命保険を払済終身保険に変更する場合、契約は継続するため、経理処理は必要ありません」

3）「当該生命保険を払済終身保険に変更し、Aさんが勇退する際に、契約者をAさん、死亡保険金受取人をAさんの相続人に名義を変更することで、当該払済終身保険を役員退職金の一部としてAさんに現物支給することができます」

〈© FP3級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第４問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設　例》

個人事業主であるAさんは、開業後直ちに青色申告承認申請書と青色事業専従者給与に関する届出書を所轄税務署長に対して提出している青色申告者である。Aさんは、2023年中に終身保険の解約返戻金を受け取っている。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

・Aさん（50歳）　：個人事業主（青色申告者）
・妻Bさん（47歳）　：Aさんの事業に専ら従事し、2023年中に、青色事業専従者として給与収入80万円を得ている。
・長女Cさん（21歳）：大学生。2023年中に、塾講師のアルバイトとして給与収入90万円を得ている。
・二女Dさん（17歳）：高校生。2023年中の収入はない。

＜Aさんの2023年分の収入等に関する資料＞

(1) 事業所得の金額：450万円（青色申告特別控除後）
(2) 終身保険の解約返戻金

契約年月	：2010年５月
契約者(=保険料負担者)・被保険者	：Aさん
死亡保険金受取人	：妻Bさん
解約返戻金額	：240万円
正味払込保険料	：270万円

※ 妻Bさん、長女Cさんおよび二女Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。
※ Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。
※ Aさんとその家族の年齢は、いずれも2023年12月31日現在のものである。
※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問10》 所得税における青色申告制度に関する以下の文章の空欄①～③に入る数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

i.「事業所得の金額の計算上、青色申告特別控除として最高（　①　）万円を控除することができます。（　①　）万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、事業所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記帳し、その記帳に基づいて作成した貸借対照表、損益計算書その他の計算明細書を添付した確定申告書を法定申告期限内に提出することに加えて、e-Taxによる申告（電子申告）または電子帳簿保存を行う必要があります。なお、確定申告書を法定申告期限後に提出した場合、青色申告特別控除額は最高（　②　）万円となります」 ii.「青色申告者が受けられる税務上の特典として、青色申告特別控除のほかに、青色事業専従者給与の必要経費算入、純損失の（　③　）年間の繰越控除、純損失の繰戻還付、棚卸資産の評価について低価法を選択することができることなどが挙げられます」

1）① 55　② 10　③ 7
2）① 65　② 55　③ 7
3）① 65　② 10　③ 3

《問11》 Aさんの2023年分の所得税における所得控除に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1）「妻Bさんは青色事業専従者として給与の支払を受けているため、Aさんは、配偶者控除の適用を受けることができません」
2）「長女Cさんは、特定扶養親族に該当するため、Aさんは、長女Cさんについて63万円の扶養控除の適用を受けることができます」
3）「二女Dさんは、控除対象扶養親族に該当しないため、Aさんは、二女Dさんについて扶養控除の適用を受けることができません」

《問12》 Aさんの2023年分の所得税における総所得金額は、次のうちどれか。

1）420万円
2）450万円
3）690万円

〈© FP3級ドットコム　無断転載を禁じます〉

【第５問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設　例》

非上場企業であるX株式会社（以下、「X社」という）の社長であったAさんは、2023年12月５日に病気により79歳で死亡した。Aさんは、生前に自筆証書遺言を作成し、自宅に保管していた（自筆証書遺言書保管制度は利用していない）。

X社は、死亡退職金5,000万円を妻Bさんに支給した。後任の社長には、長女Cさんの夫でX社の専務取締役であるDさんが就任した。Aさんは、2006年10月にDさんを普通養子としている。

Aさんの親族関係図等は、以下のとおりである。

＜Aさんの親族関係図＞

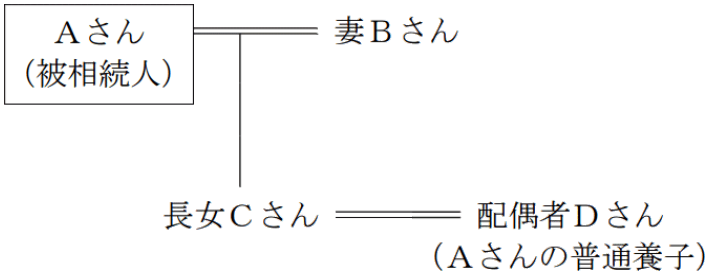

＜Aさんの主な相続財産（相続税評価額）＞

・現預金　　：8,000万円
・自宅（敷地400㎡）：1,700万円（※）
・自宅（建物）　　：1,000万円
・X社株式　　：１億2,000万円
・死亡退職金　　：5,000万円

（※）「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用後の相続税評価額

※ 上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 Aさんの相続に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1）「Aさんが2023年分の所得税について確定申告書を提出しなければならない者に該当する場合、相続人は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から３カ月以内に準確定申告書を提出しなければなりません」

2）「Aさんの自宅から自筆証書遺言を発見した相続人は、相続の開始を知った後、遅滞なく、その遺言書を家庭裁判所に提出し、その検認を請求しなければなりません」

3）「相続税の申告書は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から10カ月以内に、被相続人であるAさんの死亡時の住所地を所轄する税務署長に提出しなければなりません」

《問14》 Aさんの相続に関する以下の文章の空欄①～③に入る数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

i.「Aさんの相続における遺産に係る基礎控除額は、（　①　）万円です」

ii.「妻Bさんが受け取った死亡退職金5,000万円のうち、相続税の課税価格に算入される金額は、（　②　）万円です」

iii.「妻Bさんが自宅の敷地を相続により取得し、特定居住用宅地等として『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けた場合、その敷地は（　③　）㎡までの部分について80％の減額が受けられます」

1）① 4,800　② 4,000　③ 400

2）① 4,200　② 4,000　③ 330

3）① 4,800　② 3,500　③ 330

〈© FP3級ドットコム　無断転載を禁じます〉

《問15》 Aさんの相続に係る課税遺産総額（課税価格の合計額－遺産に係る基礎控除額）が２億2,000万円であった場合の相続税の総額は、次のうちどれか。

＜資料＞相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超		万円以下		
	～	1,000	10%	－
1,000	～	3,000	15%	50万円
3,000	～	5,000	20%	200万円
5,000	～	10,000	30%	700万円
10,000	～	20,000	40%	1,700万円
20,000	～	30,000	45%	2,700万円

1）4,600万円

2）5,400万円

3）7,200万円

《模範解答》

問番号	解答
第1問	
問1	1
問2	1
問3	2
第2問	
問4	3
問5	2
問6	1
第3問	
問7	1
問8	2
問9	2
第4問	
問10	3
問11	3
問12	2
第5問	
問13	1
問14	3
問15	1